

年度 (年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書

年 月 日 作成 住所

年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫

代表理事 氏 名

(単位：百万円)

科	目	金 額
経 常 収 益		
資 金 運 用 収 益		
貸 出 金 利 息		
有 価 証 券 利 息 配 当 金		
買 入 手 形 利 息		
コ ー ル ロ ー ン 利 息		
買 現 先 利 息		
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息		
預 け 金 利 息		
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息		
そ の 他 の 受 入 利 息		
役 務 取 引 等 収 益		
受 入 為 替 手 数 料		
そ の 他 の 役 務 収 益		
そ の 他 業 務 収 益		
外 国 為 替 売 買 益		
外 債 等 債 券 売 却 益		
国 債 等 債 券 償 還 益		
商 品 有 価 証 券 売 買 益		
金 融 派 生 商 品 収 益		
そ の 他 の 業 務 収 益		
そ の 他 経 常 収 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		
償 却 債 権 取 立 益		
株 式 等 売 却 益		
金 銭 の 信 託 運 用 益		
そ の 他 の 経 常 収 益		
経 常 費 用		
資 金 調 達 費 用		
預 金 利 息		
譲 渡 性 預 金 利 息		

短	期	農	林	債	利	息
農		林	債		利	息
借		用	金		利	息
売		渡	手	形	利	息
コ	マ	シ	ル	・	ペ	ー
コ	一	ル	マ	ネ	ー	利
売		現	先		利	息
債	券	貸	借	取	引	支
金	利	ス	ワ	ッ	プ	支
そ	の	他	の	支	払	利
役	務	取	引	等	費	用
支	払	為	替	手	数	料
そ	の	他	の	役	務	用
所	農	林	債	発	行	費
外	国	為	替	売	買	却
国	債	等	債	券	却	損
国	債	等	債	券	償	損
商	品	有	価	証	券	償
金	融	派	生	商	品	買
そ	の	他	の	業	務	費
事		業	管		理	費
そ	の	他	經	常	費	用
貸	倒	引	当	金	繰	入
貸		出	金		償	額
株		式	等	売	却	却
株		式	等		償	却
金	錢	の	信	託	運	用
そ	の	他	の	経	常	費
経	常	利	益	(	又	は
特		別		利		損
固	定	資	産	処	分	益
金	融	商	品	取	引	責
所	の	他	の	特	別	準
特		別		損		備
固	定	資	産	処	分	金
減		損		損		繰
金	融	商	品	取	引	責
そ	の	他	の	特	別	損
						失

税引前当年度純利益(又は税引前当年度純損失)
法人税、住民税及び事業税
国際最低課税額に対する法人税等
法人税等調整額
法人税等合計
当年度純利益(又は当年度純損失)
当年度当初繰越剰余金(又は当年度当初繰越損失金)
○ ○ 積立金取崩額
利益準備金減少額
当年度末処分剰余金(又は当年度末処理損失金)

(記載上の注意)

- 1 農林中央金庫法第56条第2号に規定する子会社等との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金の次に当該積立金名称を付した科目をもって記載すること。
- 6 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。
 - (1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - (3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- 8 出資一口当たりの当年度純利益又は当年度純損失を銭単位まで記載すること。
- 9 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

- 10 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 11 当該事業年度において、合併対象財産(第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。)の全部に、合併(第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。)により消滅する信用農水産業協同組合連合会(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。)における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
- (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に要した支出額及びその科目名
- 12 当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。
- (1) 計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間
 - (2) 当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳
 - (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額
 - (4) 負ののれん発生益の金額及び発生原因
- 13 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 14 この様式中に記載する金額は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 15 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第51項に規定する遡及適用をいう。)、修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。)又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定の後の当年度当初繰越剰余金又は当年度当初繰越損失金を区分表示すること。